

市政その他のお知らせ

東京都最低賃金が改正されます

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は令和6年10月1日から時間額1,163円に改正されます。都内で労働者を使用する全ての事業場および同事業場で働く全ての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。

最低賃金・賃金引き上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金などの各種助成金制度を設けています。

東京都最低賃金について=東京労働局労働基準部賃金課 ☎03(3512)1614、東京働き方改革推進支援センター= ☎0120(232)865(平日午前9時~午後6時)、業務改善助成金について=業務改善助成金コールセンター ☎0120(366)440(平日午前8時30分~午後5時15分)、キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)・人材確保等支援助成金について=事業場の所在地を管轄するハローワーク[市内の場合はハローワーク府中 ☎042(336)8609]

個人事業主・中小規模事業主、従業員の皆さんへ！多摩市勤労者市民共済会の会員になりませんか？

市内事業所の従業員・事業主への総合的な福利厚生の実施を目的に、各種事業を行っています。

令和6年9~11月入会手続の方は入会金・3カ月分の会費が無料になります！

市内事業所(従業員100人以下)の従業員と事業主、市内在住の市外事業所従業員または事業主(他市共済会員を除く)内下表の通り入会金・月会費とも1人500円備考経営者負担の会費は税法上で必要経費に計上可 ID1002493 経済観光課内多摩市勤労者市民共済会事務局 ☎(338)6830、<https://tamashi.zenpuku.or.jp/>

内容	金額など
旅行補助	2,000円※
定期健康診断または人間ドック補助	2,000円または5,000円※
自己啓発補助	5,000円※
中小企業退職金共済掛金補助	月額1人500円を3年間
共済給付(慶弔金など)	5,000~200,000円
余暇活動事業	映画・レジャー施設・温浴施設などの割引、バスツアー・教室開催ほか

※年度内1人1回

令和7年度から市立中学校で使用する教科用図書が決まりました

教育委員会は、8月26日に開催し

た定例会で令和7年度から市立中学校で使用される教科用図書を採択しました。採択された各教科の教科用図書は下表の通りです。

種目	発行者
国語	光村図書出版
書写	光村図書出版
社会(地理)	東京書籍
社会(歴史)	東京書籍
社会(公民)	東京書籍
地図	東京書籍
数学	東京書籍
理科	新興出版社啓林館
音楽(一般)	教育芸術社
音楽(器楽)	教育芸術社
美術	光村図書出版
保健体育	大修館書店
技術・家庭(技術)	東京書籍
技術・家庭(家庭)	東京書籍
英語	光村図書出版
道徳	東京書籍

ID1015745 教育指導課 ☎(338)6877・FAX(337)7620

9月23日(月)は「手話言語の国際デー」です

午後6時から、聖蹟桜ヶ丘駅前ヴィータ・コミュニネ正面広場にある時計塔をシンボルカラーの青色にライトアップします。

「手話言語の国際デー」は、平成29年に国連総会で決議され、手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の生活において、手話言語によるコミュニケーションや情報提供が保障されるよう、手話が言語であるという意識を広めることを目的として制定されました。

障害福祉課 ☎(338)6903・FAX(371)1200



INTERNATIONAL DAY OF SIGN LANGUAGES



「令和5年度第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画推進状況評価報告書」を発行しました

行動計画に記載された各事業における、令和5年度の取り組み状況についての評価をまとめた報告書です。

閲覧場所 TAMA女性センター(ヴィータ)、市役所第二庁舎1階行政資料室、各市立図書館、公式ホームページ ID1015743 平和・人権課 ☎(355)2110・FAX(339)0491



傍聴

【共通事項】

備考会場先着順 当日直接会場へ

令和6年度第4回多摩市男女平等参画推進審議会

ID10月3日(木)午後3時~5時 場TA

MA女性センター活動交流室 ID10人 第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直し他 ID1013700 平和・人権課 ☎(355)2110

令和6年度第3回多摩市都市計画審議会

ID10月15日(火)午前10時 場市役所第二庁舎会議室 ID10人 多摩都市計画生産緑地地区の変更など ID1006068 圃

都市計画課 ☎(338)6856

令和6年10月多摩市教育委員会定例会

ID10月15日(火)午後3時・28日(月)午後2時 場教育委員会会議室(ベルブ5階) ID各10人 内付議案件の報告・決定など備考日時・場所に変更になる場合あり。事前に要問い合わせ ID1005473 圃教育振興課 ☎(338)6872

豊ヶ丘複合施設・東寺方複合施設に関する地域意見交換会を開催します

①豊ヶ丘複合施設

平成29年度から今後の施設のあり方を市民の皆さんと検討している豊ヶ丘複合施設について、持続可能な施設とするために「豊ヶ丘複合施設整備方針(素案)」を取りまとめました。この内容を地域の皆さんにご説明し、ご意見をいただくために意見交換会を開催します。

ID10月6日(日)午前10時~正午 場豊ヶ丘地区市民ホール第一会議室 ID1015652

②東寺方複合施設

東寺方地区市民ホール・老人福祉館・図書館・児童館が入る地域の拠点「東寺方複合施設」は、大規模改修に向けて検討しています。

これまでの検討経過や検討中のコミュニティ施設・児童館に関する方針、今後の進め方などについて地域の皆さんにご説明し、ご意見をいただくために意見交換会を開催します。

ID10月12日(土)午後1時30分~3時30分 場東寺方地区市民ホール第一会議室 ID1015783

【共通事項】

ID市内在住者 ID各40人(申し込み先着順)備考詳細は、公式ホームページ参照または要問い合わせ ID ID10月4日(金)までに ID10月10日(木)までに、公式ホームページのインターネット手続きまたは電話で、行政管理課 ☎(338)6948へ

市民向け太陽光と蓄電池セットメニューと事業者向け太陽光発電システム補助を新たに始めます！

市は、国の交付金を活用して、更なる脱炭素・省エネルギー社会を目指します。個人向けでは、既存の住宅用創エネルギー・省エネルギー補助金とは別に、新たに太陽光発電システムと蓄電池を同時設置した方に向けた補助金を始めます。また、事業者向けには、太陽光発電システム補助を開始します。

補助対象機器など太陽光発電システムと蓄電池の同時設置(個人)、太陽光発電システム設置(事業者) 補助金額 下表の通り 申請期間 10月1日(火)から、事業者は令和7年1月31日(金)まで、個人は令和7年2

月28日(金)まで 補助対象要件 着工・設置が令和6年6月27日以降で、令和7年2月28日(金)までに支払いが完了し、稼働を開始していることなど(個人と事業者では、申請機器・条件が異なる)備考 先着順・予算額に到達次第終了。個人向けの「多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金」との併用不可。個人の場合は、機器の設置後に要申請。事業者の場合は、機器の設置前に要申請。補助対象要件や申請方法などの詳細は、公式ホームページ参照 ID1015756 圃環境政策課 ☎(338)6831・FAX(338)6857

対象者	太陽光発電システム	蓄電池	補助要件
個人	30,000円/kw 上限なし ※市内事業者利用のみ	購入・設置にかかる費用の3/4 上限200,000円	・太陽光発電システムと蓄電池をセットで設置すること ・FITおよびFIP制度を利用しないこと ・購入および設置工事に市内事業者を利用すること
市内事業者	市内事業者利用時 30,000円/kw 市外事業者利用時 20,000円/kw いずれも上限なし	—	・FITおよびFIP制度を利用しないこと ・災害時に市民への災害時支援を行うこと